

産業廃棄物埋立税制度の概要

区 分	内 容
目 的	経済的インセンティブによって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進等を目的とする。
納税義務者	県内の産業廃棄物の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者（中間処理業者を含む）
課税対象	県内の最終処分場に，産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。
税 率	1,000円/トン
徴収方法	県内最終処分業者による特別徴収方式
税収用途	産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。
課税期間	第1期：平成15年4月1日～平成20年3月31日 第2期：平成20年4月1日～平成25年3月31日 第3期：平成25年4月1日～平成30年3月31日 第4期：平成30年4月1日～令和5年3月31日
非課税規定	自社処分 （自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場へ搬入するもの）
概要図	<pre> graph TD     A["(納税義務者) 排出事業者"]     B["(納税義務者) 中間処理業者"]     C["(特別徴収義務者) 最終処分業者"]     A -- "課税対象" --&gt; B     B -- "課税対象" --&gt; C     A -.-&gt; C     </pre>

※税収用途の下線は第3期（平成25年4月1日から）施行分

（参考）全国の産業廃棄物税の導入状況

28自治体（27道府県，1政令市）が導入，税率は，1,000円/t（全自治体共通）

施行年月日	府県市名	自治体数
H14. 4. 1	三重県	1
H15. 4. 1	広島県，鳥取県，岡山県	3
H15.10. 1	北九州市	1
H16. 1. 1	青森県，岩手県，秋田県，滋賀県	4
H16. 4. 1	新潟県，奈良県，山口県	3
H17. 4. 1	宮城県，京都府，島根県，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県	10
H18. 4. 1	福島県，愛知県，沖縄県	3
H18.10. 1	北海道，山形県	2
H19. 4. 1	愛媛県	1